

(2) 債権区分の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果												
枚方土木事務所	<p>個人事業者が府の管理する道路を損傷したため、原因者負担命令を平成19年度に行い、17,775千円の債権が発生した。その後、月々10,000円の分割返済とする分納誓約書を入手し、平成24年度より回収を進めているものの、平成24年度末現在で14,309千円の債権が残っている。</p> <p>全額回収には100年以上を要する計算となり、他に担保となるような資産もないにもかかわらず、分割返済中であるとして、個別に回収可能性を検討することなく一般債権に分類しており、債権が適切に評価されていない。</p>	<p>債権の分類に当たっては、債務者の支払意思によるのではなく、債務者の財産状況や支払いの実行可能性を勘案する必要がある。</p> <p>現在の分類では債権の回収可能性の実態を大阪府新公会計制度上の財務諸表に適正に反映できていないと考えられることから、貸倒懸念債権に分類するとともに、適切な不納欠損引当金を計上されたい。</p> <div data-bbox="1635 695 2724 1577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価性引当金取扱要領】 (要引当金額の算定) 第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1676 898 2653 1549"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者(実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。)に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者(実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。)に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法												
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。												
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。												
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者(実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。)に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。												